平成２２年（フ）第１６１３号
京都市伏見区丹波橋町916番地２
債務者　長勢　雅世（債務発生時の姓勝田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４８号
京都市左京区岩倉中町490番地　セントポーリア岩倉102号
債務者　朝日みどり
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９４号
京都市伏見区葭島矢倉町４番地43
債務者　大久保隆幸
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６５号
京都府宇治市神明宮東87番地　市営住宅210号
債務者　河邑　千里
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３１号
京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町10番地４
債務者　安宅　正子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２９号
大阪府岸和田市下松町814番地プチパレス・ノバ101号、前住所大阪府岸和田市尾生町1166番地の２
債務者　内田　清二
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
大阪府岸和田市上町47番18―401号
債務者　川口　雅人
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８６９号
大阪府泉南市岡田７丁目1689番地
債務者　島原　良江
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
大阪府泉佐野市中町１丁目５番28号
債務者　赤松真千子（旧姓北坂）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９２号
大阪府泉大津市豊中町１丁目18番26号
債務者　山路こと　崔　　剛史
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９４号
大阪府岸和田市土生町2132番地の１新川マンション608号
債務者　川口　正博
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９５号
大阪府泉南郡田尻町大字嘉祥寺938番地の１、前住所大阪府泉南郡田尻町大字吉見1040番地の12
債務者　花枝　光明
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９６号
大阪府岸和田市土生町860番地の８
債務者　中村　嘉代
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９００号
大阪府泉南市馬場１丁目４番32号
債務者　上中　清澄
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９０５号
大阪府岸和田市磯上町３丁目３番８―102号、前住所大阪府堺市北区新金岡町３丁１番11―201号
債務者　杉本　修一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１１号
大阪府貝塚市永吉11番地、前住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘２丁目11番１号
債務者　谷　　拓也
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１５号
大阪府岸和田市藤井町１丁目19番21―308号
債務者　大川　哲夫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係